

神戸市立児童センター条例施行規則をここに公布する。

令和5年2月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第54号

神戸市立児童センター条例施行規則

神戸市総合児童センター条例施行規則（昭和62年11月規則第46号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市立児童センター条例（令和4年3月条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（届出事項）

第3条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額
- (2) 入場券、受講券その他の施設（育成室、生活室、料理教室、音楽スタジオ、研修室及びホールに限る。）の利用に必要な券類を発行する場合における当該発行枚数
- (3) 催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容

（独占的使用の禁止）

第4条 条例第8条に規定する規則で定める独占的な使用は、次に掲げるときとする。

- (1) 条例第4条各号に掲げる施設及びその附属設備（以下「児童センターの施設」という。）で同一のものを引き続き3日を超えて使用するとき。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が他の使用者の使用に支障があると認めるとき。

（附属設備及び駐車場の使用料）

第5条 条例別表第2号及び第3号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる

額とする。

(使用料の後納)

第6条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 国又は地方公共団体が公益上の目的で児童センターの施設を使用するとき。

(2) 駐車場を使用する者が駐車場に係る使用料を納付するとき。

(3) 市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、駐車場に係る使用料を除き、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、市長が特に必要があると認めるとき。 使用料の5割相当額の減額又は免除

(2) 過半数が18歳未満の児童で構成される団体が、条例第1条に規定する目的のために使用する場合であって、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

(3) 条例別表第1号の備考に該当する場合において、市長が条例第1条に規定する目的の達成に特に役立つと認めるとき。 使用料の額と条例別表第1号の備考を適用した場合の使用料の額との差額相当額の減額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 市長がその都度定める額の減額又は免除

2 駐車場の使用料に係る条例第11条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1) 児童センター及び神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）第1条第2項に定める神戸市こども家庭センターの施設の利用者が駐車場を使用したとき。 駐車場の使用料相当額のうち2時間以下の部分につい

ての減額（駐車場の使用料相当額が2時間以下の場合にあっては、免除）

- (2) 前号に規定する場合において、次のいずれかに該当する者が駐車場を使用したとき。前号の規定にかかわらず、駐車場の使用料相当額のうち3時間以下の部分について減額（駐車場の使用料相当額が3時間以下の場合にあっては、免除）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級から4級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転するとき。

イ 神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する自動車であってその介護者が運転するとき。

（ア）身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額に係る記載が第1種身体障害者とされているもの

（イ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のもの

（ウ）療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載された障害の程度がAのもの

- (3) 次のいずれかに該当する自動車を駐車するとき。免除

ア 指定管理者及び駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な自動車

イ 地方公共団体の職員が公務を遂行する上で駐車場の施設その他の公共施設を利用するため使用する自動車

- 3 前項第2号の規定による駐車料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しなければならない。

（使用料の返還）

第8条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、

次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災地変、不可抗力その他使用者の責めに帰することのできない理由により施設を使用することができなくなったとき。 使用料の全額
- (2) 指定管理者が、条例第15条第2項の規定により使用の許可を取り消したとき。 使用料の全額
- (3) 使用者が、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日）の3月前（当該期日が第12条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日）までに指定管理者に申し出た場合で、使用の許可の取消しを受けたとき。 使用料の全額
- (4) 使用者が、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日）の1月前（当該期日が第12条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日）までに指定管理者に申し出た場合で、使用の許可の取消しを受けたとき。 使用料の5割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。 市長がその都度定める額

（行為の禁止）

第9条 条例第17条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為
- (3) 児童センターの施設を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為
- (4) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙
- (5) 所定の場所以外の場所への立入り
- (6) 許可を受けずに広告類を掲出し、又はまき散らす行為
- (7) 許可を受けずに寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が児童センターの管理上支障があると認める行為

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第10条 条例第21条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書(団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。)
 - (2) 事業計画書
 - (3) 児童センターの管理に係る人員の配置計画に関する書類
 - (4) 児童センターの管理に関する業務の収支予算書
 - (5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (開館時間)

第11条 児童センター(駐車場を除く。)の開館時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 午前9時30分から午後8時。ただし、プレイルーム、赤ちゃんルーム、造形スタジオ及び児童センターを利用する者の便益に供する施設にあつては、午前9時30分から午後5時までとする。
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下単に「休日」という。)にあつては、午前9時30分から午後5時までとする。

2 駐車場の使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

(休館日)

第12条 児童センター(駐車場を除く。)の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 月曜日(当該日が休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

2 駐車場の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(施行細目の委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年2月11日から施行する。

(指定管理者不在等期間における児童センターの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第4条第1号及び第2号、第7条第2項第3号ア、第8条第2号から第4号まで、第9条第8号並びに第12条第1項第3号、第2項第2号及び第3項の規定の適用については、第7条第2項第3号ア中「指定管理者及び駐車場の管理業務に携わる者」とあるのは、「駐車場の管理業務に携わる者」と、第4条第1号及び第2号、第8条第2号から第4号まで、第9条第8号並びに第12条第1項第3号、第2項第2号及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

別表 (第5条関係)

(1) 附属設備の使用料

附属設備	使用料
特殊照明設備	1式1回につき 1,500円
プロジェクター	1式1回につき 1,500円
グランドピアノ	1式1回につき 4,000円

(2) 駐車場の使用料

自動車の種類	使用料
普通自動車	1台20分につき 100円

備考 この表において「普通自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。